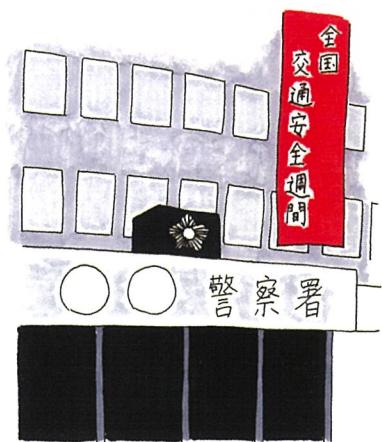


また何かの理由で、銃砲店には行かず直接警察署へ講習会の申請に行かれる方も、必ず事前に電話で用件を伝え、日時の確認を取ってから訪問するようにしましょう。

警察署へ行く際には、服装・身だしなみ・言葉遣い・態度等に注意するようにして下さい。担当官に良い印象を与えることはとても大事です。



申請時には、獣銃等講習会受講申込書2通（警察署にも用意してあります）・写真（3.0×2.4cm）2枚・本籍を確認できるもの（自動車免許証／本籍記載の住民票等）・手数料（収入証紙・7千円程度）と印鑑（三文判で可）が必要になります。申込書は警察署にもありますが、その他の物は事前に準備して忘れないようにしましょう。

約束の時刻前までに警察署へ行きます。警察署受付で、「○○課の○○さんの所へお邪魔したいのですが」と伝えれば、担当官へ連絡してくれるはずです。



担当官から最初に「なぜ銃砲を所持したいのか？」と尋ねられると思います。その際にははっきり「クレー射撃をしたいのです」と説明して下さい。「オリンピック競技でもあるクレー射撃をぜひやってみたい」と伝えるのもいいでしょう。またその他にも担当官からいろいろ言われたり、質問されたりすることがあるかと思いますが、はっきり自分の意思を伝えるよう堂々と対応して下さい。警察署によっては、より詳しくあなたのクレー射撃への情熱を確かめる場合がありますから、「どうしてもクレー射撃をやりたい！」という意思を確実に伝えるように努力して下さい。警察署によって違いがありますが、一回目では受理されず二～三回目でやっと受講申込書を受理してくれる所もあるようですから、その時は仮に一回目がだめでも、何回かトライすることが大事です。